

あんくるバス・あんくるタクシーの高齢者・障がい者等の運賃について

1. 目的


あんくるバス・あんくるタクシーの運賃について、現在、障がい者手帳を持つ方は手帳そのものを提示していただいているが、手帳の写しでも許可することで、手帳を紛失するリスクを無くし、障がい者への外出支援を行う。

2. 写しの適用範囲

手帳の写しについては、安城市障害福祉課でコピーをとり、それに安城市が発行する「あんくるバス無料乗車シール」を貼り付けたもののみを有効とする。

(例：療育手帳)

療育手帳	
写真	愛刈谷児 第 0000 号 平成 27 年 11 月 1 日 交付 平成 27 年 11 月 2 日 再交付 旅客鉄道株式会社 運賃減額 第 2 種 判定区分 A
氏 名 安城太郎	
昭和 25 年 5 月 5 日生 男	
愛知県 印	

本 人	
住所	
保 護 者	
氏名	
住所	
 (無料乗車シール)	

3. 運賃の適用範囲

	変更案	現行
運賃の適用方法	安城市が発行する後期高齢者保険証、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保険福祉手帳、又はその写しを提示した場合、その分の運賃は安城市が負担するものとする	安城市が発行する後期高齢者保険証、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保険福祉手帳を提示した場合、運賃の 100%割引を行う。

現在、年に 4 回程度、高齢者や障がい者等のあんくるバス利用者人数の調査を行い、利用者相当分の運賃を各課で負担しているため、適用方法の表記内容も合わせて変更する。

4. 変更予定日

平成 28 年 5 月 1 日